

事業者

飲食店事業者緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動自粛によって経営に影響を強く受けている飲食店事業者に対して支援を行っています。

支援額 1店舗につき20万円

対象 以下の条件を全て満たす事業者

- 食品衛生法第52条で規定する飲食店の営業許可を受けている事業者
- 年間を通じて常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること(イートインのスペースを設けているスーパーやコンビニなどは除く)
- 市内に店舗を有する中小企業者や小規模企業者(個人事業主を含む) ※全国チェーンの直営店等は除く(フランチャイズ契約者は可)。
- 本年4月27日時点で営業許可を受けており、今後も営業を継続する意思があること
- 昨年12月末時点で市税の滞納がないこと

申込 市ホームページから申請書類等をダウンロードし、必要事項を明記して郵送(〒857-8585、住所不要)で商工労働課 給付金事務局へ



※切 6月30日(火)(当日消印有効)

☎飲食店支援給付金コールセンター ☎050-3181-7435

事業者

宿泊事業者緊急支援給付金

観光客やビジネス客が激減し、深刻な影響を受けている宿泊事業者の経営を早急に支援します。

支援額 ①旅館・ホテル等

各施設の総客室定員数×3万円(30万円を下回る場合は30万円、300万円を上限)

②民泊(農林漁業体験民宿、住宅宿泊事業者) 1施設につき10万円

対象 ①②とも以下の条件を全て満たすもの

- 旅館業法または住宅宿泊事業法に基づく許可等を受け、市内で営業する旅館、ホテル、簡易宿所など ※旅館業法に基づく簡易宿所は申請者の住所が市内に限る。
- 本年4月27日時点で許可等を受けており、今後も営業を継続する意思があること
- 研修施設、ラブホテル等または同様の形態で営業を行っているものを除く
- 長崎県または本市の指定管理施設は除く
- 昨年12月末時点で市税の滞納がないこと

※切 6月30日(火)

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



☎観光課 ☎24-1111

事業者

貸切バス事業者緊急支援給付金

旅行者が激減し、深刻な影響を受けている貸切バス運行事業者の経営を早急に支援します。

支援額 市内に保有する貸切バス1台につき10万円

対象 以下の条件を全て満たす事業者

- 道路運送法第4条に基づく許可を受け、市内に本社を置く貸切バス運行事業者
- 本年4月27日時点で許可等を受けており、今後も営業を継続する意思があるもの
- 昨年12月末時点で市税の滞納がないこと

※切 6月30日(火)

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



☎観光課 ☎24-1111

事業者

企業相談ワンストップ窓口の設置

事業者の喫緊の課題解決を図り、国や県、市の支援施策の活用をさらに進めるため、産業支援センター(松浦町)にワンストップ窓口を設置し、事業者支援の充実強化を図ります。

期間 7月末まで(予定)

内容 資金繰り相談(融資希望額の妥当性等)、雇用調整助成金の活用、経営を維持するための方策検討、収束後の展開施策検討

対象 事態収束の見込みが立たない中で、自身の抱える経営上の課題を専門家(中小企業診断士・社会保険労務士等)に相談したい事業者

料金 無料

※混雑を避けるため、事前連絡をお願いします。



☎産業支援センターワンストップ専用窓口 ☎0120-005-741

新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市の主要産業である観光産業をはじめ、飲食業や宿泊業など、市内経済に大きな影響が及んでいます。また、市民生活においても、感染拡大による生活の不安や感染への不安が広がっています。このような状況を受け、本市では「経済」と「生活」を2本柱として、緊急的な経済対策を実施しています。緊急を要するものは市独自の財源を活用するとともに、国や県の支援策と連動しながら、第1段階から第3段階まで、切れ目なく支援していくこととしていますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

第1段階

緊急支援段階(4月から実施)

国の経済対策開始までの間をつなぐ緊急対応としてスピード最優先で本市独自の施策を実施しています。

- 飲食店事業者緊急支援給付金
- 公共交通感染拡大防止対策
- 宿泊事業者緊急支援給付金
- 新型コロナウイルス感染症対策医療機器等整備事業補助金
- 貸切バス事業者緊急支援給付金
- 企業相談ワンストップ窓口の設置

第2段階

安定化支援段階(5月以降順次実施)

大規模な国の経済対策や本市独自の支援策を実施します。

第1弾

- 特別定額給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 持続化給付金
- 医療従事者支援事業

第2弾

- 事業者経営持続給付金
- 農業者経営持続給付金
- 漁業者経営持続給付金
- 飲食店来店応援事業 など

第3段階

計画的支援段階(6月以降実施予定)

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を積極的に活用し、本市独自の施策を実施します。

※状況を的確に分析しながら、本市の産業構造や生活環境などを踏まえた独自の計画を策定し、支援策を実施します。最新の支援策については市ホームページなどでお知らせします。

反転攻勢・V字回復段階へ

事業者

事業者経営持続給付金

市内事業者に対して支援を行います。

支援額 1事業者当たり20万円

対象 以下の条件を全て満たすもの

- ①本年5月1日現在、中小企業者で市内に本社または本店を有する法人、または、市内に住所を有する個人事業主
 - ②本年5月1日現在、3カ月以上事業を行っており、引き続き事業を継続する意図があること
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響によって、本年2月から5月までの任意の1カ月の売上が前年同月比で20%以上減少していること(業歴1年未満の場合は特例あり)
 - ④佐世保市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(第1弾)給付金※について、交付申請していない、または今後も交付申請の予定はないこと(重複申請は不可)
- ※ 飲食店事業者緊急支援給付金、宿泊事業者緊急支援給付金、貸切バス事業者緊急支援給付金のいずれかの給付金
- ⑤昨年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないこと

申込 市HPから申請書類等をダウンロードし、必要事項を明記して郵送(〒857-8585、住所不要)で緊急経済対策給付金事務局にお送りください

※切 7月31日(金)※消印有効。

※申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎緊急経済対策給付金事務局 ☎24-1111

第2段階 第2弾
総事業費
21億7044万円

事業者

農業者経営持続給付金

農業者(花き類・和牛肥育)に対して支援を行います。

支援額 1事業者(個人、法人)当たり20万円

対象 以下の条件を全て満たすもの

- ①市内に住所を有するもので、「ながさき西海農業協同組合」「佐世保花き園芸農業協同組合」のいずれかに属する農業者(花き類または和牛肥育)
- ②本年2月以降に農業を営んでおり、農業を継続していく意図があるもの
- ③平成31年分の事業活動における確定申告等税申告がされており、農業収入が確認できるもの
- ④平成31年2月から4月までの花き類または和牛肥育による平均販売額が10万円以上あること
- ⑤本年2月から4月までの花き類または和牛肥育による平均販売額が前年と比較し、20%以上減少していること など

※切 7月31日(金)※消印有効。

※申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎農業畜産課 ☎24-1111

事業者

漁業者経営持続給付金

漁業者に対して支援を行います。

支援額 1事業者(個人、法人)当たり20万円

対象 以下の条件を全て満たすもの

- ①市内に住所を有するもので、市内漁業協同組合の正組合員である漁業者(ただし、従事者は除く)
- ②本年2月以降に漁業を営んでおり、漁業を継続していく意図があるもの
- ③平成31年分の事業活動における確定申告等税申告がされており、漁業収入が確認できるもの
- ④平成31年2月から4月までの平均漁業収入が10万円以上あること
- ⑤本年2月から4月までの平均漁業収入が前年と比較し、20%以上減少していること など

※切 7月31日(金)※消印有効。

※申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎水産課 ☎24-1111

第2段階 第1弾
総事業費
251億2160万円

個人

特別定額給付金(国)

簡素な仕組みで迅速かつ確に家計へ一律の臨時給付金10万円の支援を行います。

給付額 国民1人当たり10万円

※申請方法など詳しくは本紙裏表紙をご覧ください。

☎特別給付金コールセンター ☎050-3085-7653

個人

子育て世帯への臨時特別給付金(国)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、臨時特別給付金(一時金)の支援を行います。

給付額 児童手当を受給している児童1人につき1万円

対象 以下のいずれかに該当する児童手当受給者

- 本年4月分の児童手当を受給した人
 - 本年3月末で児童が15歳になり、児童手当の受給資格が消滅した人
 - 本年3月中に児童が死亡し、児童手当の受給資格が消滅した人
- ※児童手当の所得制限額を超えた人(特例給付受給者)を除く。

手続 ①公務員以外の方は申請不要です。5月末に送付する通知をご確認ください

②公務員の方は9月末までに申請が必要です。詳しくは勤務先にお尋ねください

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎子育て給付金コールセンター ☎050-3181-7434

医療従事者の皆さんを佐世保の食で応援

本市では、市内飲食店と連携し、市民のために昼夜を問わず頑張っていたいただいている医療従事者の皆さんに感謝の気持ちを込めて、5月4日から14日間、約300人分の食事の提供(デリバリー)を行いました。

市民の皆さん一人一人が感染症の予防に努

めることは、医療従事者の皆さんの負担を軽くすることにもつながります。

この厳しい状況を一日も早く終息させるために、市民一丸となって乗り越えていきましょう。

☎商工労働課 ☎24-1111



個人 住居確保給付金

住宅を喪失している人や喪失する恐れのある人に住宅費などを支給します

- 給付額(最大3カ月分)
(単身) 月額3万2000円以内
(2人世帯) 月額3万8000円以内
(3~5人世帯) 月額4万2000円以内
- ☎市社会福祉協議会 ☎23-0265

個人 緊急小口資金等の特例貸付

感染症による経済の影響で休業等を理由に資金が必要な人に緊急の貸し付けを行います

- 貸付上限
①緊急小口資金 10万円以内
②総合支援資金
(単身) 月15万円以内
(2人以上) 月20万円以内
- ☎緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999

事業者 雇用調整助成金

感染症によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練、出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合の休業手当、賃金等の一部を国が助成します

- 休業助成等
1人1日8,330円まで
- ※助成率は企業規模や雇用状況によって異なります。
- ☎長崎労働局 職業対策課 ☎095-801-0042

事業者 長崎県緊急雇用維持助成金

感染症によって従業員を休業させる

事業者の負担軽減と雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」の助成率に上乗せして助成します

- 助成限度額
1事業所当たり総額100万円
- ☎長崎県雇用労働政策課 ☎095-895-2714

事業者 長崎県緊急雇用維持アドバイザー派遣

雇用調整助成金等の助成金を活用予定の県内事業所などに申請手続きの助言を行うアドバイザー(社会保険労務士)を派遣します

- ☎長崎県雇用労働政策課 ☎095-895-2714

事業者 小学校等休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対し助成を行います

- 助成金額
有給休暇を取得した労働者の賃金相当額(1人1日当たり8,330円を上限)
- ☎学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999

事業者 小学校等休業等対応支援金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなかった個人(フリーランス)で仕事をする保護者へ支援金を支給します

- 支援金額
就業できなかった日1日当たり4,100円

☎学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999

事業者 新型コロナウイルス感染症特別貸付

感染症によって一時的な業況悪化を来している①国民生活事業②中小企業事業を対象とした特別貸付を行います

- 融資限度額 ①6000万円②3億円
- ☎①日本政策金融公庫 佐世保支店 ☎22-9155
②同金融公庫 長崎支店 ☎095-823-6191

事業者 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

感染症によって一時的な業況悪化を来している生活衛生関係の事業者を対象とした特別貸付を行います

- 融資限度額 6000万円
- ☎日本政策金融公庫 佐世保支店 ☎22-9155

事業者 長崎県緊急資金繰り支援資金(環境変化対策)

感染症で影響を受けている県内中小企業の資金繰りを支援します

- 融資限度額
1企業当たり3000万円
- ☎長崎県経営支援課 ☎095-895-2651

事業者 緊急経営対策資金(災害等対策資金)

感染症の影響を受けている市内中小企業の資金調達の円滑化を図るため、緊急経営対策資金(災害等対策資金)を行います

- 融資限度額
1企業当たり3000万円
- ☎商工労働課 ☎24-1111

事業者

飲食店来店応援事業

来店客が減少した飲食店舗への来客を呼び戻すため、お得なクーポン券(佐世保グルメクーポン)を発行し、飲食店を支援します。

内容

登録された飲食店に対して、10万円分のクーポンを配布(1店舗当たり2千円×50枚)。登録店舗は、クーポン券の利用(配布)ルールをそれぞれ定めて、来店者へクーポン券を配布し、リピート客を獲得します。

対象

- 以下の条件を全て満たすもの
- ①食品衛生法第52条の規定による「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を受けていること
 - ②年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること
 - ※イートイン(飲食店で買った食料品をその店内で食べること)のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く。
 - ③市内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者(個人事業主を含む)
 - ④各店舗において3密回避の措置を実施すること(換気・間隔・消毒清掃)
 - ⑤クーポン券の利用規約を遵守すること(転売の禁止等)
 - ⑥昨年12月末までに納期限が到来している市税について、滞納がないこと

※申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎商工労働課 ☎24-1111

事業者

テイクアウト促進支援事業

事業者が作成するテイクアウト店舗を特集したフリーペーパーの作成費用を支援(広告掲載)することで飲食店のテイクアウト利用を促進します。併せて、掲載広告の内容を新型コロナウイルス感染症に関する情報周知等とすることで、感染拡大防止に努めます。

※5月中旬に契約し、6月上旬までに発刊しました。

☎商工労働課 ☎24-1111

個人・団体

市民・県民宿泊キャンペーン事業

宿泊者数が激減し、宿泊施設はもとより地域経済にも深刻な影響を及ぼしているため、市民・県民を対象とした宿泊キャンペーンを実施することで需要回復を図ります。

内容

- (1) 宿泊施設利用助成金(個人向け)
事業に参画する市内の宿泊施設に宿泊する市民・県民を対象とし、宿泊料金を助成します
助成額 宿泊料金1泊1人当たり半額助成(上限5,000円)
※1,000円未満は切り捨て。
 - (2) 受注型企画旅行助成金(団体向け)
旅行会社が企画する市民・県民を対象とした受注型の宿泊商品に対し、市内宿泊施設の宿泊料金等を助成します(助成額)
1) 宿泊料金
1泊1人当たり半額助成(上限5,000円)
2) その他パッケージ料金(交通費、飲食費など)
1人当たり半額助成(上限3,000円)
※1,000円未満は切り捨て。(助成条件)
・貸切バス等を利用した旅行であること
・行程に市内での昼食または有料観光施設への立ち寄りがあること
- ※宿泊対象期間は6月~7月の2カ月間(予定)。予算がなくなり次第終了します。その他、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎佐世保観光コンベンション協会 ☎23-3369

☎観光課 ☎24-1111

安定化支援段階第2弾では、この他にもさまざまな事業を行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※経済対策の内容は変更される場合があります。最新の情報はそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。